

日の出町ひのでっ子ぱくぱく給食応援補助事業交付要綱

令和7年9月30日

告示第122号

(目的)

第1条 この要綱は、町内の保育園等及び子育て世帯の経済的負担軽減並びに公平性の確保を図るため、保育園等に通園する園児の副食費の一部又は全部を補助することにより、安心して子育てができる環境整備を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「副食費」とは、保育園等において提供される食事のうち、おかず・おやつ等に係る食材料費をいう。

2 この要綱において「保育園等」とは、町内の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項に規定する認可保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、または児童福祉法第59条の2第1項に規定する認可外保育施設をいう。

3 この要綱において「保護者」とは、児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。

(補助対象者)

第3条 次の各号のいずれにも該当する者を補助対象者とする。

- (1) 日の出町に住所を有する保育園等に通園する子ども・子育て支援法（平成26年政令第213号）第19条第1項第1号及び第2号に規定する園児の保護者で町内に住所を有し、居住実態がある者
- (2) 前号に規定する対象者のうち、日の出町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

を定める条例（令和2年日の出町条例第2号）第13条第4項第3号ア又はイ
に規定する副食費の免除を受けていない者

（補助金額）

第4条 日の出町ひのでっ子ぱくぱく給食応援補助事業の金額（以下「補助金」という。）は、園児1人につきひと月当たりこども家庭庁で各年度ごとに公表する副食費の公定価格を限度額とする。ただし、保育園等から徴収される副食費との差額が当該限度額未満の場合は、その徴収額を上限とする。

（交付方法）

第5条 補助金は、原則として園が代理で受領し、保護者の月額負担額を調整する。

（申請）

第6条 町に対する支援の申請は、保育園等の園長（以下「園長」という。）が行うものとする。

2 園長は、日の出町ひのでっ子ぱくぱく給食応援補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

（交付決定）

第7条 町長は、前条第2項の申請があったときは、内容を審査し、補助金を決定するものとする。

2 町長は、前項の決定をしたときは、日の出町ひのでっ子ぱくぱく給食応援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、園長に通知しなければならない。

（補助金の交付）

第8条 町長は、前条第1項の決定をしたときは、速やかに補助金を概算払いにより交付するものとする。

（補助金の処理）

第9条 園長は、前条の規定により、補助金の交付があったときは、当該補助

金を当該年度の保育園等会計に繰り入れ、経理を明らかにしておかなければならない。

(実績報告)

第10条 園長は、支援事業の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、日の出町ひのでっ子ぱくぱく給食応援補助金実績報告書(様式第3号)により町長に報告しなければならない

(支援金の確定)

第11条 町長は、前条の実績報告があったときは、当該報告に係る書類等を精査し、該当事業の内容の適否について審査することとする。

2 前項による審査の結果、当該事業が適正に実施されたと認めるときは、速やかに支援事業の額の確定をし、その結果を日の出町ひのでっ子ぱくぱく給食応援補助金確定通知書(様式第4号)により園長に通知するものとする。

(支援金の精算)

第12条 園長は、前条の規定により確定された当該支援金の額が第8条の規定により交付された額を下回っていた場合、その差額を速やかに返還しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。